

登録販売者 登録証の訂正・書換申請をする方へ

埼玉県知事登録証をお持ちで、埼玉県内に勤務地または住所地(住民票による)がある方は、越谷市保健所で申請ができます。

○申請の流れ

<ステップ1>必要書類の準備・・・チェックリストを使い、必要な書類を揃えてください。

チェック	必要書類
<input type="checkbox"/>	1 名簿登録事項変更届書 及び 書換え申請書 保健所の窓口で配布しているほか、埼玉県ホームページからダウンロードすることもできます。
<input type="checkbox"/>	2 戸籍抄本又は戸籍謄本 <ul style="list-style-type: none">・原本を添付してください。(※コピー不可)・発行日から6か月以内のものを添付してください。・変更前(現行)の免許証から、戸籍を2回以上変更している場合は、除籍抄(謄)本等が必要です。・変更後に戸籍が電算化されている場合は、改製原戸籍が必要です。・免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合には、氏名の変更経過が確認できるよう、必ず戸籍抄(謄)本を添付してください。
<input type="checkbox"/>	3 登録証 現在所持している登録証
<input type="checkbox"/>	4 書換え手数料 2,600円(現金)
<input type="checkbox"/>	5 登録証受取時の郵便切手 希望する受け取り方法により、次の①②のいずれかを選び、切手を用意してください。 (※切手は必ず事前に郵便局等で購入してください。)
	① 郵送 を希望する場合(※登録証郵送用封筒貼付用) ⇒640円分の切手(準備が整い次第、郵送します) ⇒登録証が2枚の場合は740円分の切手
	② 保健所での受取り を希望する場合(※お知らせはがき貼付用) ⇒85円分の切手(お渡しの準備が整い次第、このはがきでお知らせします)

<ステップ2> 保健所窓口での書類の提出

裏面チェックリストに基づき用意した書類一式を保健所窓口へ提出してください。

<ステップ3> 登録証の受取り

申請内容に不備がなければ、登録証は1か月ほどで出来上がります。

申請時の選択に従い、次のとおり登録証をお受け取りください。

1 **郵送を希望**した場合

保健所から簡易書留で登録証を郵送します。

配達時に留守だった場合、郵便局の配達員は郵便受けに不在票を入れ、配達物を持ち帰りますので、留守にされた場合は不在票がないかご確認ください。

2 **保健所での受取り**を希望した場合

登録証が準備できましたら、保健所から「お知らせ」はがきを郵送し、お知らせします。はがきに書かれた内容に従い、登録証を保健所でお受け取りください。

【問合せ先】越谷市保健所 保健総務課

〒343-0023 越谷市東越谷 10-31

電話:048-973-7530

(※音声ガイダンスで「4」を入力)